FNo.9・7・1 令和3年9月30日

公益財団法人相模原市スポーツ協会 会長 三塚 康雄 殿

相模原市長 本村 賢太郎 (公印省略)

緊急事態宣言の解除に伴う対応について(依頼)

新型コロナウイルス感染症に関する「緊急事態宣言」が、令和3年9月30日(木)をもって解除することが決定されたことを受け、9月29日付で「国、県の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた本市の対応について」を別添のとおり改定しましたので、次のとおり御対応いただくとともに、種目協会へお知らせくださいますようお願いいたします。

1 市委託事業について

令和3年10月1日(金)以降、新型コロナウイルス感染症のリスクへの対応や 大会の準備が整ったものから、順次開催することとします。

なお、市民選手権大会について、令和3年3月23日付「令和3年4月1日以降 の市民選手権大会の実施方法等について(依頼)」でお知らせした方針に変更はあ りません。

改めての依頼となりますが、飲食を伴わない競技形式での実施とする等、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上での実施となるよう、御対応をお願いいたします。

2 市スポーツ施設の利用休止等について

市設置施設については、感染防止対策を講じた上で、10月1日(金)から順次再開いたします。ただし、感染の再拡大を防止するため、10月24日(日)までは利用時間を午後9時までといたします。

なお、利用時間短縮に伴う利用料金の還付方法及び10月25日(月)以降の対応につきましては、後日、市ホームページ等で改めてお知らせいたします。

以上

市民局スポーツ推進課 総務・企画班 生井、盛吉、沢辺 電話 042(769)9245(直通)